

戸田市放射性物質除染計画

平成23年10月31日市長決裁

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質の飛散は関東地方を含む広範囲にまで広がり、戸田市においても、空間放射線量の数値について、市民の不安が生じています。

また、原子力災害対策本部において、平成23年8月26日付けで「除染に関する緊急実施基本方針について」が作成されました。

戸田市では、この基本方針に基づき、市民の不安を解消し、市民の皆さまの安心・安全を確保する対策として、戸田市放射性物質除染計画を策定し、引き続き、市内公共施設等の空間放射線量の測定を進めてまいります。

1. 計画の期間

緊急実施基本方針は、今後2年間に目指すべき当面の目標、作業方針について取りまとめとされていることから、本計画の期間は平成25年8月31日までとします。

2. 計画の内容

(1) 対策目標値

緊急実施基本方針では除染実施における暫定目標値を、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年基本勧告及び原子力安全委員会の「基本的な考え方」を踏まえ、緊急的被ばく状況にある地域を段階的に縮小するとともに、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標とするとされています。

また、追加被ばく線量がおおむね年間1ミリシーベルト以下の地域については、基本的に市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準ではないとしています。

このことから、戸田市においては、子どもの生活圏における推定年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトを下回ることを目指し、1時間当たりの空間放射線量を1時間当たり0.23マイクロシーベルト以下とすることを目標値として、対策を推進します。

◎ 1時間当たり追加被ばく線量

1日屋外で8時間、屋内で16時間過ごし、更に屋内での被ばく線量は屋外の40%と仮定すると、1日当たり追加被ばく線量は $(A \times 8 + A \times 16 \times 0.4)$ となり、1年間（365日）の追加被ばく線量を1mSv（1000 μ Sv）とすると $(A \times 8 + A \times 16 \times 0.4) \times 365 \text{日} = 1000 \mu \text{Sv}$

$$\rightarrow A = 1,000 \div 365 \div (8 + 16 \times 0.4) \div 1000 = 0.19 \mu \text{Sv}$$

◎ 事故とは関係なく自然界（土地からの放射線）にもともと存在した値、1時間当たり0.04 μ Svを加える。

$$0.19 \mu \text{Sv} + 0.04 \mu \text{Sv} = 0.23 \mu \text{Sv}$$

(2) 対策優先順位の考え方

除染計画にもとづく現状の把握及び対策目標値を超える地点の除染については、子どもが多く利用する施設・場所に重点をおいて、次のとおり優先順位を設定し、施設管理者等と協力して対策を実施します。

① 優先して対策を実施する施設

子どもが多く且つ長時間利用する保育園、幼稚園、小学校、中学校、公園等について、調査を実施し、必要に応じた対策を講じます。

② 引き続き対策を実施する施設

①で掲げた施設以外のその他公共施設等についても、調査を実施し、段階的に対策を講じます。

(3) 除染の実施

除染作業は次の点に留意して実施するものとします。

① 詳細調査の実施

施設管理者等は、施設内の複数地点において、地上5cm、地上50cm及び地上1mの空間放射線量の測定を行います。

② 除染の要否の判断

施設管理者（所属）等は、詳細調査の結果を基に、対策目標値を超えた場合は、測定の手引きに基づいて、汚染箇所の形状、広さ、人が近づく頻度等を勘案して、総合的に除染の内容を判断します。

③ 除染の実施

施設管理者（所属）等は、除染実施ガイドラインにより、主に次の方法により除染を実施します。

ア. 放射線量の高い土壌については、表層を削りとり、撤去します。

イ. 雨樋下や側溝、排水溝入口などに堆積している土砂を収集し、撤去します。

ウ. 除草、芝刈り、落ち葉等の清掃を行います。

エ. 上記の除染作業が困難な箇所については、立入制限の措置をとることにします。

オ. 除染作業の終了後、その効果を確認するための放射線量調査を行います。

その後も定期的にモニタリング調査を行います。

④ 仮置場の設置

施設管理者（所属）等は、原則として、除染を行った各施設等の用地内に、汚染土壌等の仮置場を確保し、除染実施ガイドラインに沿って、適切に管理するものとします。

3. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進、進捗状況の把握等は、戸田市災害対策本部で行います。

(2) 実施状況の公表

本計画に基づく、放射線量の測定結果、除染作業の実施状況については、広報、戸田市ホームページ等により公表します。